一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会 小児訪問看護委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第40条の規定に基づき、小児訪問看護委員会(以下、「委員会」 という。) の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
- (1) 大阪府の訪問看護ステーションにおける小児訪問に関わる実態の把握、課題の分析
- (2) 訪問看護ステーションにおける相互支援システムの構築
- (3) 小児科を有する病院、地域関係職種(行政・保健所)などへの小児訪問看護の周知
- (4) 小児訪問看護の啓発活動
- (5) その他、目的達成のために必要な活動

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、会員及び学識経験者、理事のうちから、理事会が選任し、会長 が委嘱する。
- 2 委員は、20名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会には委員長 1 名及び副委員長若干名を置くこととし、委員のうちから互選 により選任する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予 め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

(会 議)

- 第5条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、必要に応じ、委員長が随時召集する。
- 2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者としてみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採 決するところによる。但し、この場合は議長は議決に委員として加わることはできない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電磁的方法に て委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合にお いては、委員長はその結果について、各委員報告しなければならない。
- 6 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認められるときは、関係者から意見を聞くこと ができる。

(議事録)

第7条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事 録は、原則として非公開とする。

(費用弁償)

第8条 委員にはその職務を執行するために要する実費を弁償する。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成26年7月10日から施行する。